

★宮利団体等で宮利加算の適用となる場合

- ・ 宮利法人、個人事業主が商用目的で施設を利用する場合。

商用目的の具体例

- ①来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
- ②出演者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
- ③会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
- ④物品の販売等（バザーを含む）を行う場合。

実態上の金銭の動き有り

- ⑤入場料等を徴収しない興行（無料相談会等を含む）。
- ⑥商品・事業説明会、研修、会議、撮影などの業務（企業）活動
- ⑦会社説明会、仕事説明会、面接、採用試験などの求人活動。
- ⑧収益獲得を目的とする会員募集及び集会等。
- ⑨その他商用を目的とする行為。

実態上の金銭の動き無し

★非宮利団体等で宮利加算の適用となる場合

- ・ 来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
- ・ 出演者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
- ・ 開業をしていなくても、会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
- ・ 開業をしていなくても、物品の販売等（バザーを含む）を行う場合。

実態上の金銭の動き有り

【例外措置】

※会費等を徴収して開催する塾等であっても、収益を目的としない必要経費のみを賄うものは除く
→事業計画書にて判定。

※サークル団体等が会費（実費負担金）を出し合って自団体等内で開催する講演会やイベント等は除く
実費負担金とは講師等の招聘経費、会場使用料等のイベント等開催経費を賄うためのもの。